

香焼小学校いじめ防止基本方針

いじめは、人の心や体を深く傷つけるもので、不登校や命を奪うことになりかねない深刻な問題です。またどの学校でも、どの子にも起こる可能性があることを十分、考えておく必要があります。このいじめ問題に対して、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、いじめの発見・対応をすることで、子どもを守らなければなりません。そこで香焼小学校では、まずいじめについて下記のことを確認します。

○いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりえる問題です。

○いじめは、人間として絶対に許されない行為です。子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題です。

○いじめ問題の解決に向け、学校・家庭・地域が協力していきます。

【めざす児童像】

よく学び・あたたかい心と
最後までやりぬく力をもった児童

いじめ対策委員会とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」です。

いじめ対策委員会

□構成員・・・校長・教頭・教務主任・生活指導担当教員、
養護教諭・その他関係職員から構成する。

□定例会・・・毎月第4水曜日 16:00～

専門家・外部関係者

○スクールカウンセラー
○学校評議員
○学校サポーター
○学校ソーシャルワーカー

PTA・地域との連携

※学校行事・PTA行事・地域行事を通じて、情報交流がスムーズにできる環境を整え、PTAや地域との絆を深める。

関係機関との連携

※必要に応じて関係機関の学校への訪問、情報提供、指導・助言をいただく機会を設ける。

児童会

※いじめを児童自らの問題として、意識させ、いじめ防止に関わる全校的な活動に取り組ませる。活動の計画と反省を次の活動に生かす。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめの受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

1. いじめの防止

◇いじめを起さない学校づくりに向け、以下のことに取り組む。

- ①校内体制の確立・・・全職員の共通理解を図り、校長を中心に一致協力する。
- ②教師の指導力の向上・・・いじめ対策ハンドブックの活用、校内外の研修を通して、指導力の向上を図る。
- ③児童への人権意識、生命尊重の態度育成・・・思いやりや生命を大切にする心情の醸成に努める。
- ④道徳的实践力を培う道徳教育の充実・・・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

2. いじめの早期発見

◇いじめについての児童からのサインを見逃さないため、以下のことに取り組む。

- ①教職員の観察や情報交換・・・日常記録の活用、面談などを通して、問題を把握し、全職員で共通理解を図る。
- ②児童アンケート・個人面談・・・定期的に調査を実施し、きめ細かな実態把握・児童理解に努める。
- ③保護者からの情報収集・・・学校行事、地域行事、個別の電話連絡などの機会を捉えて保護者の悩みを積極的に受け止める。

3. いじめに対する措置

◇被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然として対応する。

- ①いじめの発見や相談を受けた時の対応・・・早期の段階からの確な関わりを持つ。
- ②組織的な対応の実行・・・「いじめ対策委員会」へ報告し、情報の共有化を図る。
- ③被害児童・保護者への支援・・・寄り添う体制をつくり、必要に応じて専門家の協力を得る。
- ④加害児童・保護者への指導・・・教育的配慮のもと、継続的に対応する。

4. 重大事態発生時の取組

◇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校は長崎市教育委員会へ認知後に発生報告する。

〔重大事態の例〕

- 自殺を企図した ○重大傷害を負った ○金品等の被害を被った ○精神疾患を発症した
- 不登校になった ○保護者から申し立てがあった

〔重大事態の報告〕

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- 学校→教育委員会→市長

〔調査を行う組織〕

- 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会のいじめ問題調査チームにおいて調査を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった
- いじめを発見した
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学級主任・生活指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、SC、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめられている子のサイン・家庭でのチェックリストポイント

◇いじめられている子のサイン

- ☐ 服が汚れ、傷やあざがないか
- ☐ どこか元気がなく、おどおどしていないか
- ☐ 教師と視線を合わせず、さけていないか
- ☐ 集中力がなくなっていないか
- ☐ 周りの子に異常に気をつかっていないか
- ☐ 人の言いなりになっていないか
- ☐ グループから、急にはなれていないか
- ☐ 嫌なあだ名で、呼ばれていないか
- ☐ まわりに避けられていないか
- ☐ 校納金を滞納することがふえていないか
- ☐ 机やカバンの中が荒らされていないか
- ☐ 持ち物がかくされていないか
- ☐ 実名・あだ名で落書きされていないか
- ☐ 顔写真・作品にいたすらをされていないか

◇家庭でのチェックリスト

- ☐ 服がふつうでない汚れ方がないか
- ☐ 最近、服装が乱れていないか
- ☐ 持ち物がよく壊されていないか
- ☐ お金を急にねだるようになっていないか
- ☐ 金品を勝手に持ち出していないか
- ☐ いつも必要以上のお金を持っていないか
- ☐ 急に学習意欲がなくなっていないか
- ☐ 家庭学習の時、ぼんやりしていないか
- ☐ 以前に比べて、感情の起伏が激しくないか
- ☐ 起床が遅く、登校を嫌がらないか
- ☐ 寝言を言ったり、うなされたりしないか
- ☐ 部屋に閉じこもり、泣くことが多くないか
- ☐ 友だちの話を最近しなくなっていないか
- ☐ 不快な呼び名をされていないか

5 年間活動計画（研修計画も含む）

アンケート・・・毎月第4月曜日のころの時間

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	児童引継ぎ いじめ防止基本方針確認	10月	生活指導協議会 幼保小連携情報交換
5月	生活指導協議会 個人面談	11月	生活指導協議会
6月	生活指導協議会 ハートフルウィーク	12月	生活指導協議会 人権集会
7月	生活指導協議会 小中連携情報交換	1月	生活指導協議会
8月	生活指導協議会	2月	生活指導協議会
9月	生活指導協議会 小中連携情報交換	3月	生活指導協議会 中学校引継ぎ

6 さまざまな相談機関

相 談 機 関	電話番号	相談可能な時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122	8:45～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3752	8:45～17:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	年中無休（24時間）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）